⑶　衛星航法システムからの電波を受信する装置であって、次のア若しくはイに該当するもの又はそのために特に設計した部分品
ア　500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計したもの
イ　航行又は飛しょうする移動体に使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの
㈠　毎秒600メートルを超える速度のもとで、航法に係る情報を提供することができるもの
㈡　軍隊又は政府機関による使用を目的として設計若しくは改良され、かつ、衛星航法システムで用いられる暗号化された信号又はデータにアクセスするための暗号の復号機能を有するもの（民生用途又は生命若しくは身体の安全を確保するための航法データを受信するように設計したものを除く。）
㈢　意図的な妨害を受ける環境のもとで機能することを目的として、ナルステアラブルアンテナ、電子的に走査が可能なアンテナその他妨害除去機能を有するように設計したもの（民生用途又は生命若しくは身体の安全を確保するための航法データを受信するように設計したものを除く。）
⑷　125度を超える温度における使用を目的として設計若しくは改良された軍用の電子組立品（500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計したものに限る。）
⑸　ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケットに使用するように設計したアンビリカル電気コネクタ又は段間電気コネクタ（ペイロードとロケットの間の電気コネクタを含む。）

30　ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるように設計した熱電池であって、電解質として固体の非導電無機塩類を含むもの

31　航空機又は船舶に用いられる重力計又は重力勾配計であって、精度が0.7ミリガル以下のもののうち、測定所要時間が２分以内のもの（500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるように設計したものに限る。）又はこれらの部分品

32　ロケット又は無人航空機の発射台又は地上支援装置であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機の取扱い、制御、作動又は発射用に設計した装置
⑵　500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機の輸送、取扱い、制御、作動又は発射用に設計した車両

33　ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計した無線遠隔測定装置又は無線遠隔制御装置（地上装置を含む。）であって、次のいずれにも該当しないもの
⑴　有人航空機又は人工衛星に使用するように設計したもの
⑵　陸上又は海洋において用いられる移動体に使用するように設計したもの
⑶　民生用途又は生命若しくは身体の安全を確保するための航法データを提供する衛星航法システムからの情報を受信するように設計したもの

34　ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができる追跡装置であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　ロケット又は無人航空機に搭載されたコード変換器を使用するものであって、地上、海上若しくは飛しょう体上の連携機器又は衛星航法システムとの相互連携の下で、即時に飛行位置及び速度のデータを計測することができるもの
⑵　距離測定用のレーダーであって、光を利用した追跡装置を有するもののうち、次のアからウまでの全てに該当するもの
ア　角度分解能が３ミリラジアン未満のもの
イ　距離分解能の２乗平均が10メートル未満で測定することができる距離が30キロメートル以上のもの
ウ　速度分解能が１秒につき３メートル未満のもの

35　500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケットに搭載するように設計したアナログ電子計算機又はデジタル電子計算機であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　零下45度より低い温度から55度を超える温度まで使用することができるように設計したもの
⑵　全吸収線量がシリコン換算で50万ラド以上となる放射線照射に耐えることができるように設計したもの

36　アナログデジタル変換用の集積回路又はアナログデジタル変換器（500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　アナログデジタル変換用の集積回路であって、全吸収線量がシリコン換算で50万ラド以上となる放射線照射に耐えることができるように設計したもの又は次のアからウまでの全てに該当するもの
ア　分解能が８ビット以上のもの
イ　零下54度より低い温度から125度を超える温度まで使用することができるように設計したもの
ウ　気密封止したもの
⑵　電気入力型のアナログデジタル変換用の組立品又はモジュールであって、次のアからウまでの全てに該当するもの
ア　分解能が８ビット以上のもの
イ　零下45度より低い温度から55度を超える温度まで使用することができるように設計したもの
ウ　⑴に該当する集積回路を組み込んだもの

37　振動試験装置若しくはその部分品、空気力学試験装置、燃焼試験装置、環境試験装置又は電子加速器若しくはこれを用いた装置又は風洞の部分品であって、次のいずれかに該当するもの（別表第１に掲げるものを除く。）
⑴　振動試験装置又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの（ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は４に該当する物資の開発又は試験に用いることができるものに限る。）
ア　デジタル制御方式の振動試験装置であって、次の㈠及び㈡に該当するもの
㈠　試験体がない状態における加振力が50キロニュートン以上のものであって、20ヘルツ以上2,000ヘルツ以下のいずれの周波数においても加速度の実効値が98メートル毎秒毎秒以上の振動を発生させることができるもの
㈡　フィードバック制御技術又は閉ループ制御技術を用いたもの
イ　振動試験装置の部分品であって、次のいずれかに該当するもの
㈠　アに該当する振動試験装置の制御に使用するように設計した部分品であって、振動試験用のプログラムを用いたものであり、かつ、５キロヘルツを超える帯域幅で実時間での振動試験をデジタル制御するもの
㈡　アに該当する振動試験装置に使用することができる振動発生機であって、試験体がない状態における加振力が50キロニュートン以上のもの
㈢　アに該当する振動試験装置に使用することができる振動台又は振動発生装置の部分品であって、試験体がない状態における加振力が50キロニュートン以上となる振動を発生させるために２台以上の振動発生機を接続して使用するように設計したもの
⑵　マッハ数が0.9以上の速度の状態を作ることができる空気力学試験装置（ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、３に該当する無人航空機又は４に該当する物資の開発又は試験に用いることができるものに限り、マッハ数が３以下で、かつ、測定部断面の長さが250ミリメートル以下の風洞を除く。）
⑶　燃焼試験装置であって、推力が68キロニュートンを超える固体ロケット、液体ロケット若しくはロケット推進装置を試験することができるもの又は同時に３軸方向の推力成分を測定することができるもの（ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は４に該当する物資の開発若しくは試験に用いることができるものに限る。）